

災害歯研 運営規則

(名称)

第1条 本会は、日本災害時公衆衛生歯科研究会（Japanese Society for Disaster Public Health Dentistry (JSDPHD)）と称する。

(目的)

第2条 本会は、災害時に歯科口腔保健に必要な危機管理機能を発揮するための具体的な方策や技術等について検討し、必要な場所に、必要な時に、必要な歯科口腔支援の実施に役立つ具体的・実践的な社会提言を行うことを目的としている。

(位置付け)

第3条 本会は、” 個人が集まり、よりよい災害時公衆衛生歯科のための提言を出し、それを広めるための研修ツールの開発や研修指導を行う” ための研究会と位置付け、「歯科保健」に軸足を置いて検討していく。

(活動)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 災害時の歯科保健の標準化などの提案
- (2) 災害時の多職種連携対応体制の構築
- (3) 研修の題材やスタイルの作成
- (4) 研修への講師派遣
- (5) その他、本会の目的達成のために必要な事業

(構成)

第5条 本会は、次に掲げる災害時の歯科保健医療支援に関わる保健医療職をもって構成する。

- (1) 自治体、保健所などに所属する者
- (2) 歯科医師会、歯科衛生士会などの職能団体に所属する者
- (3) 大学、病院などに所属する者
- (4) 企業、研究所などに所属する者
- (5) その他、活動に協力をする者

(役職)

第6条 本会には、役員として世話人、運営委員を置く。

- 2 世話人は、構成員から若干名を選出し、会務を統括する。
- 3 運営委員は、構成員から数名を選出し、この中で事務局機能を担当する。
- 4 役員に任期は設けない。その選出および解任にあたっては、役員会議において提案し、合意を要する。可能な限り、第5条にあげた様々な立場から選

出されるように配慮する。

(会議の開催等)

第7条 本会会議は、世話人・運営委員のうちから招集する。

- 2 役員会議は、世話人・運営委員によるメール協議とし、必要に応じ随時行う。
- 3 全体会議は、学会などにあわせて開催する。
- 4 その他、必要に応じて、会議を招集する。

(経費)

第8条 活動に関わる経費は、それぞれの活動において自己採算とし、参加者などにて負担する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、世話人の勤務地内に置く。

〒113-8549 東京都文京区湯島 1-5-45 東京医科歯科大学
顎顔面外科 中久木康一
jsdphd-admin@umin.org
<http://jsdphd.umin.jp/>

(規則の改廃)

第10条 この規則の改廃は、世話人・運営委員会会議にて検討し、全体会議の議を経て行う。

(その他)

第11条 この規則に定めるものの他必要な事項は、本会が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。